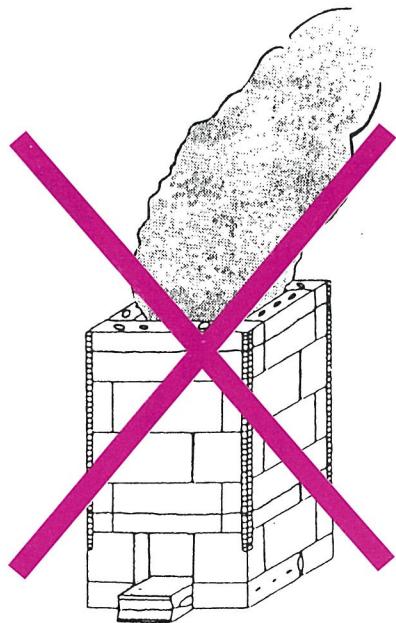


ごみ焼却の規制強化について

廃棄物処理法の改正により、本年12月1日から、ごみの焼却は一部の例外を除き、法で定める構造の焼却設備により焼却しなければならないことになりました。

一般廃棄物焼却炉の構造

- ①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摄氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ②焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③外気と遮断された状態で、定量ずつゴミを燃焼室に投入できること。
- ④燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる装置があること。
- ⑤燃焼ガスの温度を保つために必要な補助燃焼装置があること。



- ほとんどの家庭用焼却炉は右記の基準に該当しませんので、家庭から出る可燃ゴミ等は、指定の可燃ゴミ袋により各地区内の収集場所に出すようにお願いします。

※問い合わせ先 住民課環境衛生係 ☎ 82-18815
千葉県一般廃棄物課 ☎ 043-223-12758

さわやかな汗をみんなで流して美しい町を！

12月1日(日)は町内一日清掃

住宅建設資金利子補給制度の廃止について

住宅金融公庫より、融資を受け家を建てたり購入した方に對して行われていた、住宅建設資金利子補給制度は、平成14年12月28日受付を以て廃止することになりました。（現在、交付を受けている方はそのまま継続されます。）

※問い合わせ先 建設課管理係 ☎ 82-18827

犬はつないで

正しく飼いましょう

- 最近、犬の放し飼いの苦情が町へ寄せられています。飼い主の方は、次のことを守るようにお願いします。
- ◎飼い犬は、鎖などにつなぐかオリに入れて飼いましょう。
- ◎犬の散歩中は、犬を放さないようにして下さい。また、散歩中の犬のフンは後始末をするようお願いします。
- ◎犬の登録、狂犬病の予防注射は必ず受けましょう。
- ※問い合わせ先 住民課環境衛生課 ☎ 82-18815